

01 警察庁 非予算(構造改革特区・地域再生 検討要請).xlsx

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1002011	特殊自動車の荷役走行の禁止規制の緩和		道路交通法に基づく国土交通省通達で禁止されている特殊自動車の荷役走行を可能とする。	<p>特殊自動車の登録を行わず、工場敷地内でのみ使用しているフォークリフトが、製品を積載した状態で公道を走行できるようにすることで、製品輸送の効率化を図り、工場の製品原価に与えるコスト増の影響を排除し、収益構造に良好な変化を与え、以って工業の活性化に資す。</p> <p>提案理由: 防府市の塩田跡地及び沖合埋立地に広がっている工場地帯は、工業専用地域として整備され、現在、(株)マツダの組み立て工場を中心とした自動車関連企業群が多く立地している。近年、振興国の台頭に牽引される形で、輸出货量が増加しており、多くの自動車部品工場が、製造ラインの増設や工場建屋の新設を行っている。この影響で、同一会社の第一工場と第二工場が少し離れて立地したり、工場敷地を切り売りしたことで、同一会社の製造ラインが分断されてしまう事象が発生している。このため、工場間の製品輸送に関して、ほんの僅かな距離であっても公道を利用しなければならず、運輸局に登録された車両を用意したり、ほんの僅かな製品数量でも、輸送トラック等への積み替えが必要となっている。公道を通る一般市民は工業専用地域という特殊性からいない状況である。本特例措置があれば、公道を敷地内と同じ条件で製品輸送に活用でき、登録車両を準備するコストを削減することができる。</p> <p>代替措置: 道路交通法に基づく特殊車両免許と労働安全衛生法が義務付ける技能講習等修了については必要とする。また自賠責に代わる同等保険は必要とする。作業監視員は必須。小型の在庫品であれば汎用鉄製パレットへ格納し、フォークへ積載。また、大型金型であればフォークに横スレ防止キャップ等を手当て。</p>		防府市	山口県	警察庁 国土交通省
1043010	電動車いすへの付属物取り付け要件の緩和		現行法で規制されている電動車いすへの付属物の取り付けについて、長さ、幅及び高さの基準を緩和するとともに、個別確認申請をなくとも一括申請により不特定多数の利用対象者が共同利用等できるようにする。	<p>現行の電動車いすの大きさの基準を超えてバスケットの設置や急な雨天等気象変化に対応できるよう脱着可能なルーフの常時取付を可能とし、また付属物取付の個別確認申請ではなく一括申請することにより、不特定多数の利用対象者がシェアリングやモビリティミックスなど新たな活用形態で自由に移動できる環境を構築することを旨とする。</p> <p>提案理由: 熊本県では低炭素社会の実現に向けた電動モビリティの活用や住民の生活の質(QOL)向上に向けた「次世代パーソナルモビリティ実証実験」に取り組んでいるが、電動車いすによる実験参加者から「買い物でもかさばる荷物を積み込むスペースがない」、「季節・天候に関わらず乗れるよう屋根を取り付けて欲しい」という要望がある。これらの問題は、個別に管轄の警察署へ確認申請が必要であったり、基準の大きさを超えて道路を通行する場合は自動車扱いとなってしまうが、本県の実証実験では高齢者集合住宅での共同利用(シェアリング)や自宅から電動車いすに乗り、公共交通機関に乗り換え、外出先で再度電動車いすに乗り換えて移動といった交通連携(モビリティミックス)の可能性を検証することとしており、このような新たな利用形態を構築していくためには、不特定多数の対象利用者が利用できる環境を整備する必要がある。今回の提案では、電動車いす自体の規格を変えるものではなく、あくまで付属物についての規制緩和と現行法上個別の確認申請としているものを一括申請することとしており、実証実験対象地域に限定し、管轄警察署へ規格を確認した上で付属品を製作・装着する。</p>		熊本県	熊本県	警察庁